

「新たな危機管理体制」の構築と「大田区業務継続計画（BCP）」の策定について

| | |
|---------|---|
| 趣 旨 | <p>区は、令和6年度より、首都直下地震発生時の想定被害に対応できる「危機管理体制の見直し」及びそれに基づく実効性ある「大田区業務継続計画(震災編)(以下「BCP」という。)の見直し」検討を開始したことから（R6.4庁議承認）、本検討の概要と今後の防災会議での検討結果の報告要領について、報告するもの。</p> |
| 見直しの必要性 | <p>「大田区地域防災計画（震災編）」は、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」を作成の前提とし、「都心南部直下地震」において発生が想定される被害の対応を計画の目標とする。</p> <p>しかしながら、個別の災害対策については、「都心南部直下地震」で発生する被害規模に対応できていない。</p> <p>よって、「都心南部直下地震」に対応できる体制を検討するとともに課題（区の限界）を明らかにすることが急務である。</p> <p style="text-align: right;">別紙第1「首都直下地震発生時の災害対策の現状と検討の方向性」</p> <p>現行BCPは、災対各部に、各時期・段階の認識の相違や業務内容表記に精粗があるものの、災対各部の非常時優先業務は特定され、一定の条件の下では、有効なものである。</p> <p>しかしながら、上記個別の災害対策について、現場従事所要が著しく乖離しているため、都心南部直下地震が発生した際は、これまで災対各部が特定した「応急業務」や「通常優先業務」を行い得る人的資源を確保できていない。</p> <p>よって、危機管理体制の見直しに基づく現場従事所要を考慮するとともに、災害の特性・規模に応じて適用できる融通性を保持したBCPの策定が急務である。</p> |
| 検討要領 | <p>●個別の災害対策について、関係部局の要員（防災危機管理課主催）で年度を通じて検討（WG）し、R6.12課長検討会で検討成果を議論し、R7.1災対本部運営訓練で検証する。</p> <p>●これら検討の成果に基づき、R7年度に「大田区地域防災計画（震災編）」修正、「大田区災害対策本部条例施行規則」「大田区災害対策本部運営要綱」等規則改正の手続き業務を行い、庁議・防災会議で決定する。</p> <p>●「救命・救助」・「災害時物流」は、関係機関との共同訓練・細部協議（TRC・まつの）を継続する。</p> <p>●「生活再建（相談窓口業務）」は、第二東京弁護士会との定期的な研修会を通じて、業務内容の具体化を図る。</p> <p>●R6年度の「新たな危機管理体制」検討の成果に基づき、BCP案を作成し、災対本部運営訓練で検証する。</p> <p>BCP案の作成に当たっては、現場従事所要の算出・振り分け、受援の可能性を考慮し、災対各部の業務を特定する。</p> <p>●上記成果に基づき、R9年度に「BCP」策定調整を行い、庁議で決定する。</p> |
| 業務予定 | <p>R6.4:庁議「検討開始報告」 R7.4:庁議「中間報告」 R8.2:庁議「新たな危機管理体制」決定 R9.2:庁議「BCP」決定</p> <p style="text-align: right;">別紙第2「新たな危機管理体制」・「BCP」検討業務予定</p> |

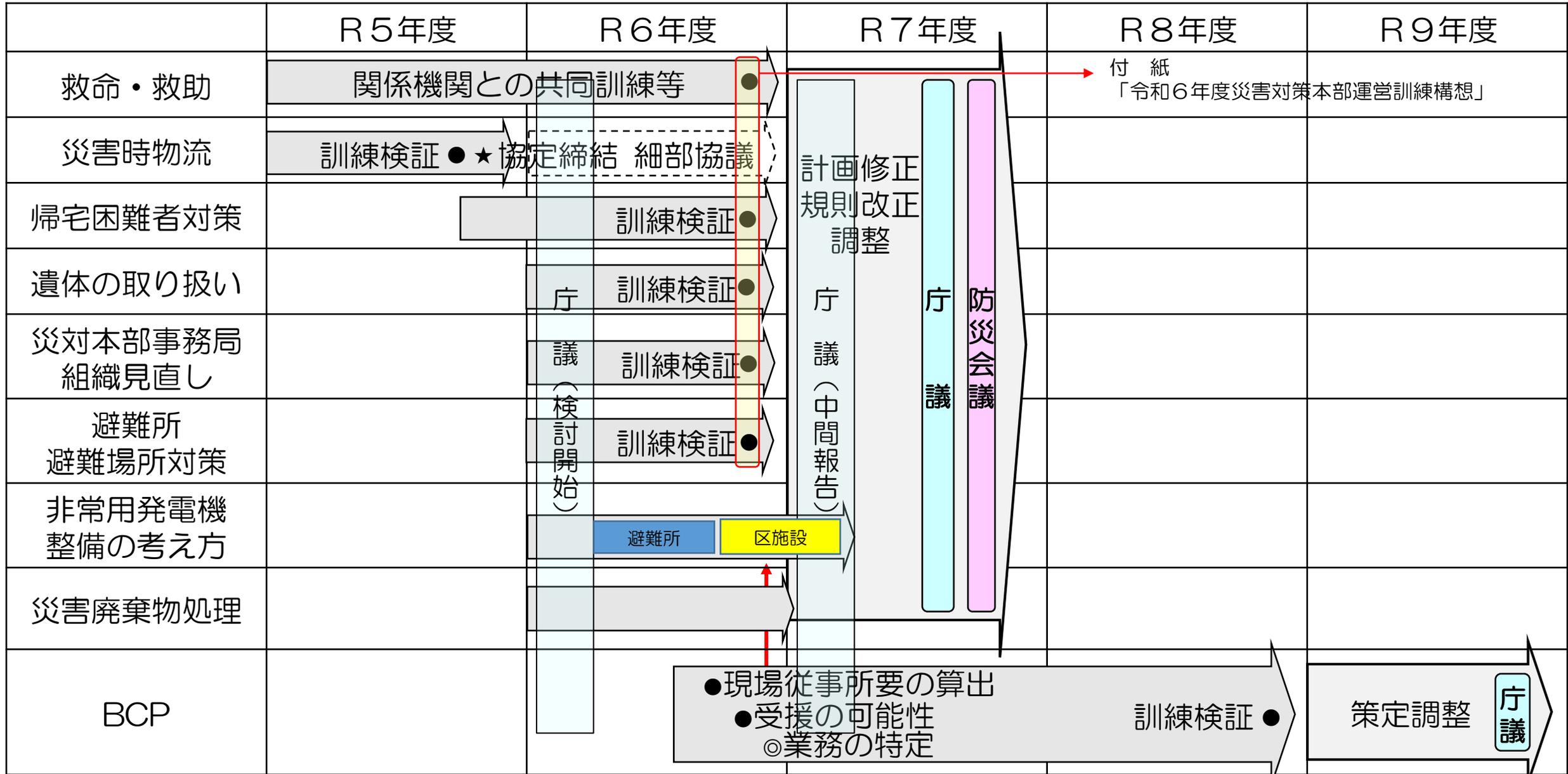
首都直下地震発生時の災害対策の現状と検討の方向性

| 災害対策 | 被害想定 | 現状（能力評価等） | 検討の方向性 |
|---------|--|---|---|
| 救命・救助 | 負傷者：7,815人 (うち 重傷者1,354人) | <div style="border: 2px solid #4a7ebb; border-radius: 25px; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>会議時 口頭説明</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関の活動統制・共同救助能力向上 ● 都・国への迅速・具体的な応援要請 |
| 災害時物流 | 最大避難所避難者：約20.8万人 (2・3日目食糧：120万食、約200t) | | <ul style="list-style-type: none"> ● 「TRC」・「まつの」を地域内輸送拠点とする協定締結(R6.3.6)をもって、緊急支援物資の物流は改善、その他の支援物資・備蓄物資の物流は継続検討 |
| 帰宅困難者対策 | 帰宅困難者：約124,000人 (このうち、 行き場のない帰宅困難者は、約1.8万人) | | <ul style="list-style-type: none"> ● 現15施設への誘導要領、職員の従事体制 ◎ (R7以降) 1.8万人の受け入れ施設、従事体制、協議会等 |
| 遺体の取り扱い | 死者：726人 | | <ul style="list-style-type: none"> ● ご遺体726人発生した際の、検視・検案、遺体収容施設配置、職員の従事体制 |
| 避難所対策 | 最大避難所避難者：約20.8万人 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての避難所を開設した際の、職員の従事体制、備蓄・物流体制、職員補充等 ● 事務局要員等の拠点配置職員選任除外要件撤廃・緩和、居住地10km圏内に拡張により、各部から補充 |
| | | | |
| 避難場所対策 | 大規模な延焼火災から身を守るため、13箇所の避難場所を指定 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 空港制限区域・民間施設・複数施設を連結した避難場所の職員従事体制 |
| 災対本部事務局 | 上記被害想定（に対応できる災対本部事務局組織検討） | | <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な「災害対応策立案」機能を重視して、事務局要員を限定し、所管部署を適時増強できる、機動性を保持した組織へ変革 |
| 非常用発電機 | 電気（停電率）：24.6% (復旧：4日) | | <ul style="list-style-type: none"> ● BCPと連動した、学校防災活動拠点、福祉避難所、その他特別出張所等区施設の非常用発電機の整備の考え方を確立 |

首都直下地震発生時の災害対策の現状と検討の方向性（つづき）

| 災害対策 | 被害想定 | 現状（能力評価等） | 検討の方向性 |
|-------------------------|--|-------------|---|
| 生活再建 (相談窓口 業務) | 建物被害（全壊）：26,301棟 建物被害（半壊）：15,291棟 | 会議時 □頭説明 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第二東京弁護士会と連携し、相談窓口業務の具体化・職員従事体制の検討 ◎（R8以降）関係部局・専門的知見を有する民間団体を交え、災害ケースマネジメント検討に発展 |
| 災害廃棄物 処 理 | 災害廃棄物：310万t (携帯トイレ等：360万袋/1日) (1日5回×72万人=360万袋) | | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の生活系廃棄物処理体制全般 ● 災对本部による、避難所トイレ使用状況等一元管理 ● 仮置場候補地：競合地域の土地使用調整 ● 収集車両用燃料確保 ● 使用済み携帯トイレ等の分別収集 等 ◎（R7以降）「災害トイレの手引き」等作成 |
| 土地使用 調 整 | | | <ul style="list-style-type: none"> ● 競合する公園等の使用調整、代替候補地の検討 |
| 各部からの 要 請 に 基づく検討 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">都度実施</div> | | |

「新たな危機管理体制」・「BCP」検討業務予定



「新たな危機管理体制」・「BCP」検討業務予定（つづき）

| | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | |
|------------------|------|---|------|------------------|-------|------|
| 土地使用調整 | | → | | | | |
| 生活再建 (相談窓口業務) | 研修会● | 研修会 | 研修会● | 災害ケースマネジメント検討に包含 | | |
| BCP | | <ul style="list-style-type: none"> ●現場従事所要の算出 ●受援の可能性 ◎業務の特定 | | | 訓練検証● | 策定調整 |
| | | | | | 庁議 | |

令和6年度 災害対策本部運営訓練構想

6. 1 2

7. 1. 31

災害対策本部運営訓練

指揮所訓練

実動訓練

①救命・救助

①救命・救助

●本部長の2正面对処指示

第二消防方面本部・第1普通科連隊
(警視庁第二方面本部)

- ①訓練場：東京消防庁主導
(協力：自衛隊・警視庁)
- ②地区備蓄倉庫：自衛隊主導
(協力：東京消防庁)

- 現地本部 ①第二消防方面訓練場
- 現地本部 ②京浜島地区備蓄倉庫

②帰宅困難者対策

- 16箇所の帰宅困難者一時滞在施設を使用する際の
- 誘導要領
 - 職員の従事体制

③遺体の取り扱い

- ご遺体726人発生した際の
- 検視・検案、遺体収容施設配置
 - 職員の従事体制

④避難場所対策

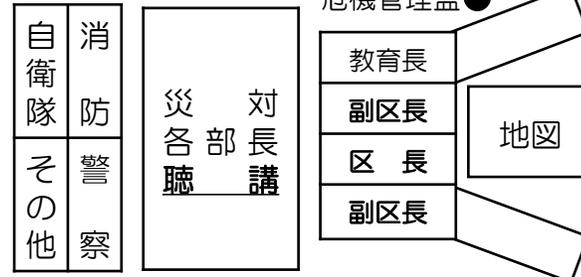
- 羽田・東糀谷地区での大規模火災発生時の羽田空港制限区域内への避難
- 本部長の誘導要請(警視庁)

災害対策本部(庁議室)

各部連絡員 事務局

防災計画担当課長(報告)

危機管理監 ● ○



事務局組織

机上検討

救命・救助

机上検討

帰宅困難者
対策

机上検討

遺体の
取り扱い

机上検討

避難場所
対策

机上検討

課
長
検
討
会

⑤ 新たな災害対策本部事務局組織検証